News Release

各　位

2026 年 10 月 28 日
トレイダーズホールディングス株式会社
（東証スタンダード市場：コード 8704）

トレイダーズ証券「みんなのシストレ」に関する 2 件の特許取得のお知らせ

当社グループ会社のトレイダーズ証券株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：須山　剛、以下「トレイダーズ証券」）は、FX 自動売買サービス「みんなのシストレ」で提供する機能に関する 2 件の特許を取得しましたので、お知らせいたします。

今回取得した特許は、同サービスの「新みんなのリピート」に実装している、一定の変動率に基づいて注文価格を設定する技術と、相場急変時の新規約定数を抑制する技術に関するものです。両技術を組み合わせることで、急変時の建玉の急増による含み損の拡大抑制と、変動後の価格水準に応じた取引機会の維持を図ります。

【技術開発の背景】

リピート型自動売買は、あらかじめ定めた条件に基づき、新規取引と決済を繰り返す仕組みです。一方、価格水準が大きく変わった場合の注文間隔や、急な値動きによって複数の注文条件が一度に満たされた場合の約定方法は、取引の継続性や建玉の形成に関わる重要な要素となります。トレイダーズ証券は、これらの課題に対応するため、注文価格の設定と新規注文の約定制御の両面から技術開発を進めてきました。

【取得した技術の特徴】

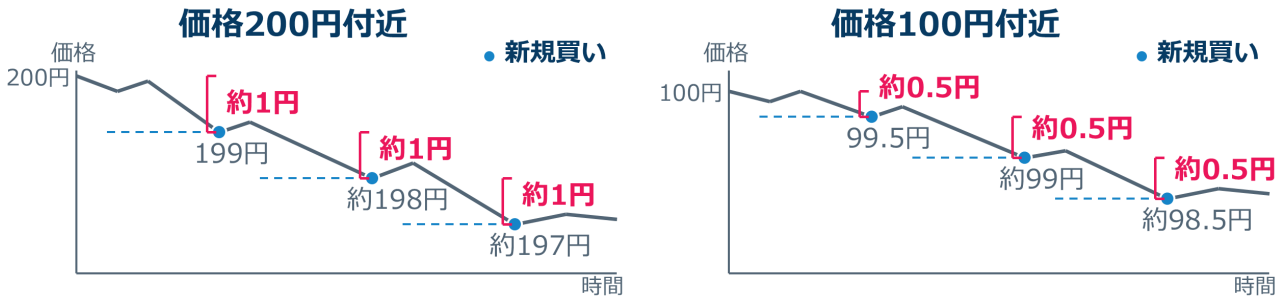
1. 一定の変動率に基づいて注文価格を設定する技術

固定の値幅で注文する方式では、相場の価格水準が変わっても円単位の注文間隔が変わらないため、価格に対する注文間隔の割合が変化します。例えば、1 円の固定値幅は、価格が 200 円のときは 0.5%に相当しますが、100 円のときは 1%に相当します。

本技術では、固定の金額ではなく、基準となる価格に一定の変動率を適用して次の注文価格を算出します。変動率を 0.5%とした場合、基準価格が 200 円なら 1 円、100 円なら 0.5 円の値幅となり、価格水準に応じた値幅で注文します。

新規約定後は、その約定価格を基準に次の注文条件を設定します。価格水準が下がった場合も、価格に対する注文値幅の割合を一定に保つことで、固定値幅では約定に必要な変動率が大きくなる課題に対応し、取引機会の維持につなげます。

図 1　同じ変動率 0.5%でも、価格水準に応じて注文間隔が変わる



※仕組みを示す模式図。変動率 0.5%、スリッページなしの例。価格は一部概数です。

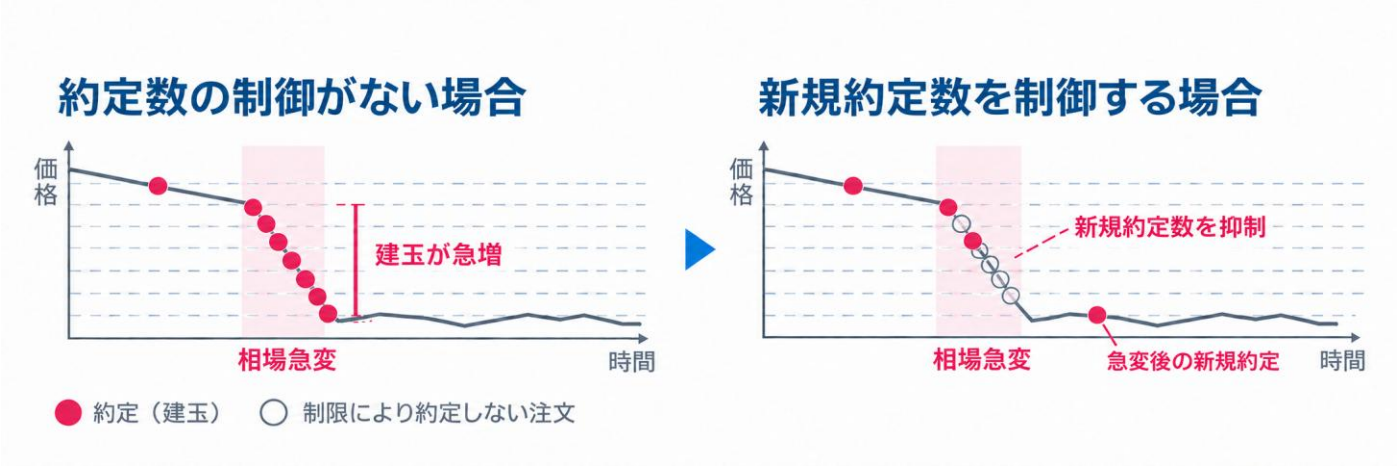
2. 相場急変時の新規約定数を抑制する技術

相場が急変して複数の注文条件を一度に満たす場合、新規注文の約定が集中し、短時間に建玉（未決済の保有ポジション）が増加したり、特定の価格帯に偏ったりすることがあります。

本技術では、スリッページや窓開けが発生するような相場急変時に、新規注文の約定数が抑制される仕組みとしています。複数の注文条件が一度に満たされる局面でも、新規建玉の発生を抑えることで、短時間での建玉の急増を抑制します。

相場が不利な方向に動く局面で追加の建玉を抑えることで、それに伴うお客様の含み損の急拡大を軽減する効果が期待できます。また、新規注文が次々と約定する際の処理の集中を抑えることは、システムにかかる負荷の抑制にもつながります。

図 2　相場急変時の新規注文の約定集中を抑制



※買い取引における模式図です。右図の急変後の赤点は、その時点の注文条件を満たして新規約定する例を示しています。

【2 つの技術を組み合わせる意義】

急変時の新規約定を抑えて建玉の急増を防ぎ、急変後も一定の変動率に基づく値幅で注文することで、含み損の拡大抑制と取引機会の維持を図ります。

急変時の建玉形成を抑える機能と、変動後の価格水準に応じて注文価格を設定する機能を一体で実装している点が特徴です。価格帯が下がった後も、その水準に応じた値幅で注文条件を設定することで、変動率を基準とした取引を継続します。

※実際の約定価格は相場状況等により異なります。両技術は、取引利益や損失の回避を保証するものではありません。

【特許概要】

特許権者：トレイダーズ証券株式会社

1. 一定の変動率に基づいて注文価格を設定する技術に関する特許

特許番号：第［7943690］号　　登録日：［2026 年 10 月 22 日］

2. 相場急変時の新規約定数を抑制する技術に関する特許

特許番号：第［7943689］号　　登録日：［2026 年 10 月 22 日］

【知財戦略と今後の展望】

当社グループは、中期経営計画における成長戦略の一環として、社内に蓄積した技術やノウハウ、独創的なアイデアの権利化を進めております。今回の 2 件の取得により、先に取得した「LIGHT ペア」に関する特許と合わせ、特許取得件数は累計 3 件となりました。取引画面の操作性に関する技術に加え、自動売買の注文制御に関する技術へと、サービスを支える知的財産の蓄積を進めております。

これらの技術を特許として保護することで、独自機能の模倣防止とサービスの差別化を図ります。また、特許技術を活用したサービスの改善や新たなサービス展開を通じて、お客様の利便性向上と収益機会の拡大につなげてまいります。

今後も、知財開発人材の育成・確保や社内のアイデア募集制度を通じて、継続的に知的財産を生み出す体制を強化してまいります。技術開発、サービスへの実装、権利化を一体で進め、特許取得の積み重ねを当社グループの技術競争力と収益力の強化につなげてまいります。

【会社概要】

トレイダーズ証券株式会社
代表取締役社長：須山 剛
所在地：〒150-6028　東京都渋谷区恵比寿 4-20-3　恵比寿ガーデンプレイスタワー28 階
URL：https://traderssec.com/

主たる業務：インターネットを介した店頭デリバティブ取引事業
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 123 号
加入協会等：日本証券業協会　一般社団法人 金融先物取引業協会
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会　一般社団法人 資産運用業協会
一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会　日本投資者保護基金
その他所属団体：一般社団法人 金融データ活用推進協会

以 上

【取引に関する注意事項】

■当社の取扱う各種金融取引は、元本や利益を保証するものではなく、相場の変動等により損失が生ずる場合がございます。お取引にあたっては契約締結前交付書面及び約款を十分にご理解頂き、ご自身の責任と判断にてお願いいたします。
■店頭外国為替証拠金取引における個人のお客様の証拠金必要額は、各通貨のレートを基にお取引額の 4%以上（最大レバレッジ 25 倍）、法人のお客様の証拠金必要額は、金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額又は当該為替リスク想定比率以上で当社が別途定める為替リスク想定比率を乗じて得た額となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出されるものです。
■店頭暗号資産証拠金取引における証拠金必要額は、各暗号資産の価格を基に、個人のお客様、法人のお客様ともにお取引額の 50%（レバレッジ 2 倍）となります。
■店頭外国為替証拠金取引及び店頭暗号資産証拠金取引はレバレッジの効果により預託する証拠金の額以上の取引が可能となりますが、預託した証拠金の額を上回る損失が発生するおそれがございます。
■各取引の取引手数料及び口座管理費は無料です。ただし、店頭暗号資産証拠金取引において建玉を翌日まで持ち越した場合、別途建玉管理料が発生します。
■店頭外国為替証拠金取引（みんなのシストレ）の投資助言報酬は片道 0.2Pips（税込）でありスプレッドに含まれております。
■スワップポイントは金利情勢等に応じて日々変化するため、受取又は支払の金額が変動したり、受け払いの方向が逆転する可能性がございます。
■店頭外国為替証拠金取引及び店頭暗号資産証拠金取引において当社が提示する売付価格と買付価格には価格差（スプレッド）がございます。お客様の約定結果による実質的なスプレッドは当社が広告で表示しているスプレッドと必ずしも合致しない場合もございます。お取引に際して、当社が広告で表示しているスプレッドを保証するものではありません。
■店頭外国為替証拠金取引及び店頭暗号資産証拠金取引におけるロスカットルールは、必ずしもお客様の損失を限定するものではなく、相場変動等により、預託した証拠金以上の損失が発生するおそれがございます。
■店頭外国為替オプション取引は満期時刻が到来すると自動行使されるヨーロピアンタイプのバイナリーオプション取引です。オプション料を支払うことで将来の一定の権利を購入する取引であることから、その権利が消滅した場合、支払ったオプション料の全額を失うこととなります。購入価格と売却価格は変動します。1Lot あたりの最大価格は、購入の場合 990 円、売却の場合 1,000 円です。オプション購入後の注文取消は行う事ができませんが、取引可能期間であれば売却は可能です。ただし、売却価格と購入価格には価格差（スプレッド）があり、売却時に損失を被る可能性があります。相場の変動により当社が提示する購入価格よりもお客様に不利な価格で購入が成立する場合があります。また当社の負うリスクの度合いによっては注文の一部もしくは全部を受け付けられない場合がございます。
■暗号資産は本邦通貨または外国通貨ではありません。法定通貨とは異なり、特定の国等によりその価値が保証されているものではなく、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。